

法律改正により、令和4年10月から 被保険者の加入要件が一部変更になります。

〈全ての事業主のみなさまへ〉

← 注目!

①雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります

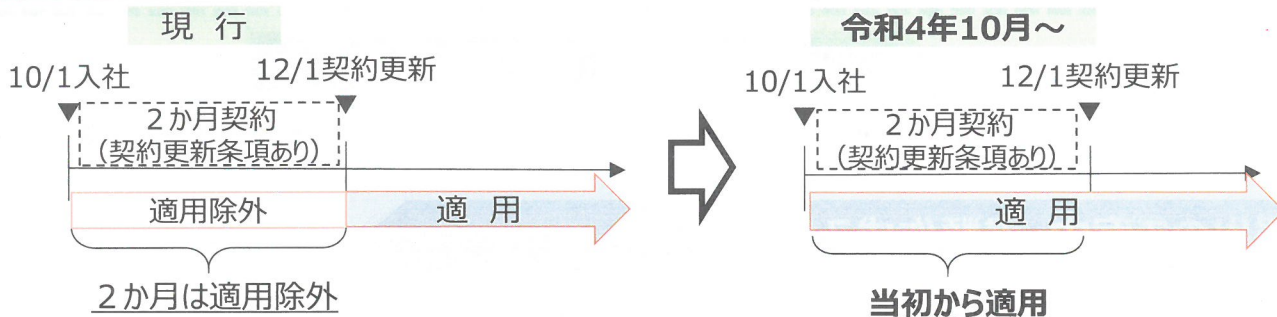
現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、**令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は契約当初から社会保険の加入となります。**

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

アの場合の例



〈被保険者数が100人を超える企業等の事業主のみなさまへ（令和4年10月以降）〉

②短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月に、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。これにより**短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様**になり、例えば、**雇用期間の見込みが2か月超の場合などは適用対象**となります。

令和4年10月に撤廃

【短時間労働者の適用要件】

- ① 週労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ **勤務期間1年以上見込み**
- ④ 学生は適用除外

一般の被保険者と同様の勤務期間要件となり、例えば以下のケースなどは適用対象

- 雇用期間の見込みが2か月を超える場合
- 雇用期間は2か月を超えないが、契約書等に「更新される旨」等が明示されている場合

〈被保険者数が100人を超える企業等の事業主のみなさまへ（令和4年10月以降）〉

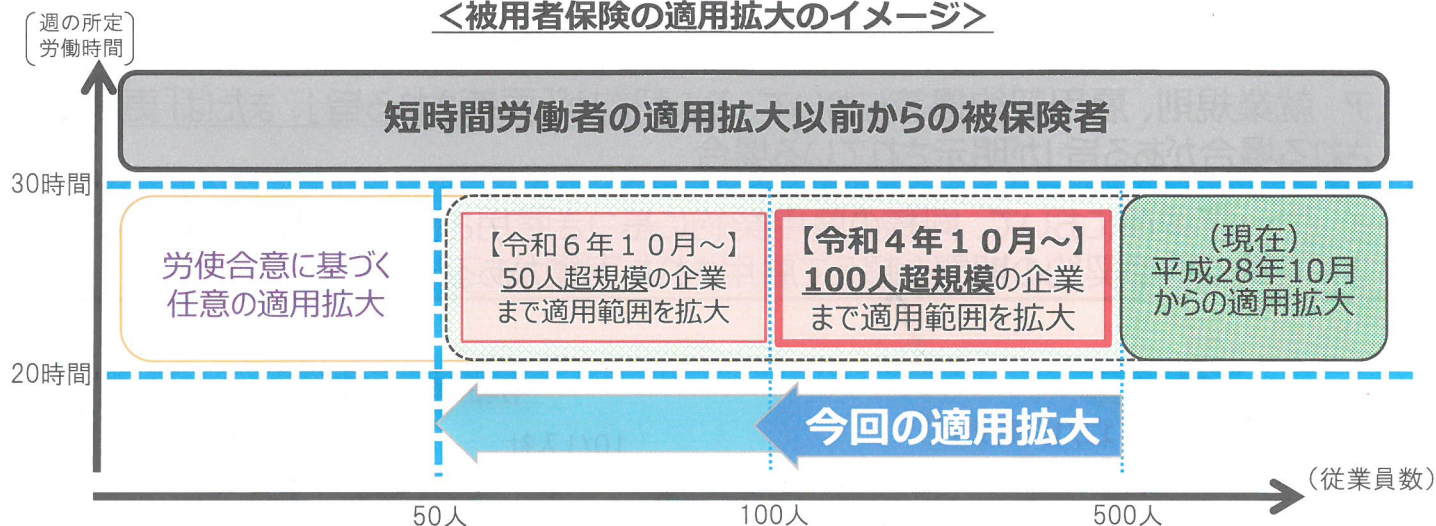
令和4年10月1日から社会保険の加入対象が広がります

短時間労働者への被用者保険の適用拡大

現在、厚生年金の被保険者数が500人を超える企業等で週20時間以上働く短時間労働者は厚生年金保険・健康保険（社会保険）の適用対象となっています。

この、短時間労働者の加入要件の拡大は順次実施されることとなっており、令和4年10月からは被保険者数が100人を超える企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化され、令和6年10月からは、さらに50人を超える企業等で働く短時間労働者に拡大されます。

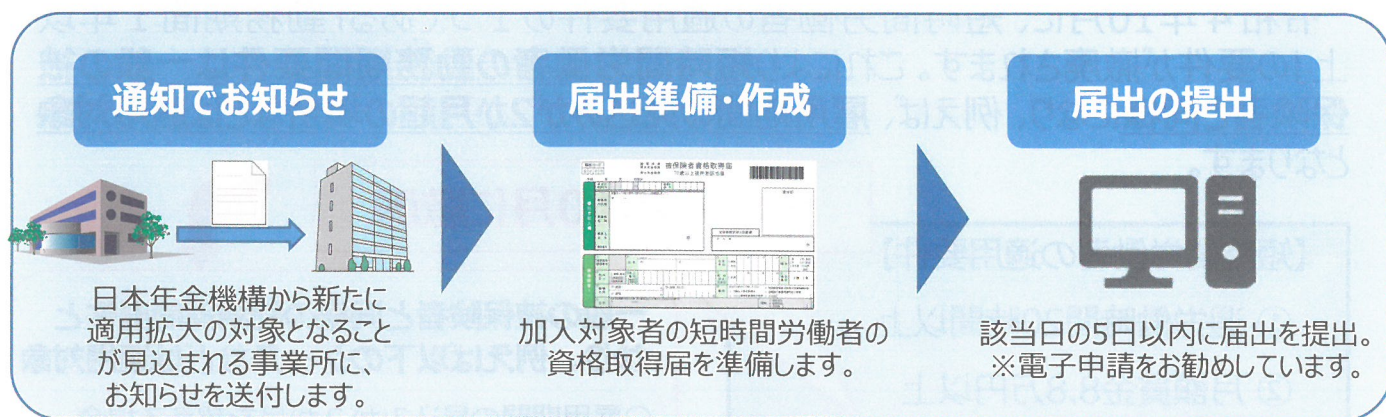
〈被用者保険の適用拡大のイメージ〉



届出のご案内・書類作成スケジュール

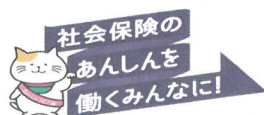
令和4年10月以降、被保険者数が100人を超えることが見込まれる企業等は適用拡大の対象事業所（特定適用事業所）となるため、加入対象となる短時間労働者の「資格取得届」を速やかに提出してください。

なお、令和4年8月ごろに、新たに特定適用事業所の要件に該当することが見込まれる事業所に対して、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付する予定です。



「社会保険の適用拡大」について

詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

